

<障がい者 I C カード乗車券取扱規約>

障がい者 I C カード乗車券取扱規約

(令和 6 年 3 月公告第 25 号)

北海道旅客鉄道株式会社

<障がい者 I C カード乗車券取扱規約>

北海道旅客鉄道株式会社障がい者 I C カード乗車券取扱規約（令和 6 年 3 月 12 日公告第 25 号）

目 次

第 1 編 総則

- 第 1 条 この規約の目的
- 第 2 条 適用範囲
- 第 3 条 用語の定義
- 第 4 条 契約の成立時期
- 第 5 条 障がい者用 Kitaca の発売
- 第 6 条 障がい者用 Kitaca の貸与及び所有権
- 第 7 条 デポジット
- 第 8 条 変更
- 第 9 条 有効期間の延長
- 第 10 条 利用制限等
- 第 11 条 払いもどし
- 第 12 条 紛失再発行
- 第 13 条 障害再発行
- 第 14 条 免責事項

第 2 編 旅客営業

- 第 15 条 使用方法
- 第 16 条 制限事項等
- 第 17 条 Kitaca 定期乗車券の発売
- 第 18 条 障害者割引の運賃の減算
- 第 19 条 障がい者用 Kitaca の効用
- 第 20 条 障がい者用 Kitaca に発売された Kitaca 定期乗車券の効力
- 第 21 条 障がい者用 Kitaca が無効となる場合
- 第 22 条 Kitaca 定期乗車券のみの払いもどし
- 第 23 条 障がい者用 Kitaca の不正使用等に対する旅客運賃・増運賃の収受等
- 第 24 条 列車の運行不能の場合の取扱方
- 第 25 条 他社線での障がい者用 Kitaca による乗車の取扱方
- 第 26 条 当社以外の事業者が発行した IC カード等による当社線内における乗車の取扱い

第 1 編 総則

(この規約の目的)

第 1 条 この規約は、北海道旅客鉄道株式会社（以下「当社」といいます。）が定める「IC カード乗車券取扱規則」（平成 20 年 10 月北海道旅客鉄道株式会社公告第 16 号。以下「IC カード取扱規則」といいます。）に定めるサービスの内容とその利用条件について、北海道旅客鉄道株式会社身体障害者旅客運賃割引規則（昭和 62 年 4 月北海道旅客鉄道株式会社公告第 4 号。以下「身体障害者割引規則」といいます。）に規定する第 1 種身体障害者及びその介護者又は北海道旅客鉄道株式会社知的障害者旅客運賃割引規則（平成 3 年 11 月北海道旅客鉄道株式会社公告第 47 号。以下「知的障害者割引規則」といいます。）に規定する第 1 種知的障害者及びその介護者のために発売し、身体障害者割引規則第 7 条及び知的障害者割引規則第 6 条に定める割引率を適用する記名 I C カード乗車券（以下「障がい者用 Kitaca」といいます。）のサービス内容及び利用条件を定めることを目的とします。

(適用範囲)

- 第 2 条 障がい者用 Kitaca によるサービスについては、この規約の定めるところによります。
- 2 この規約が改定された場合、以後の障がい者用 Kitaca によるサービス内容及び利用条件については、当該改定された規約の定めるところによります。
 - 3 この規約に定めていない事項については、IC カード取扱規則の定めるところによります。また、この規約において IC カード取扱規則と矛盾・抵触する事項がある場合、この規約に定める事項が IC カード取扱規則に優先して適用されるものとします。

(用語の定義)

- 第 3 条 この規約における主な用語の定義は、次の各号に掲げるとおりとします。
- (1) 「障がい者」とは、第 1 種身体障害者又は第 1 種知的障害者のことをいいます。
 - (2) 「介護者」とは、障がい者が、IC カード取扱規則第 22 条に定める取扱区間を乗車する場合に障がい者を介護するものをいいます。
 - (3) 「利用者」とは、障がい者及び介護者の総称をいいます。
 - (4) 「本人用 Kitaca」とは、「障がい者用 Kitaca」のうち、障がい者本人のために発売され、障がい者本人が利用することができる I C カード乗車券をいいます。
 - (5) 「介護者用 Kitaca」とは、「障がい者用 Kitaca」のうち、本人用 Kitaca と同時に利用することを条件に、介護者のために発売され、障がい者を介護する目的において介護者が利用することができる I C カード乗車券をいいます。
- 2 この規約に定めのない用語の定義については、北海道旅客鉄道株式会社旅客営業規則（昭和 62 年 4 月北海道旅客鉄道株式会社公告第 1 号。以下「旅客規則」といいます。）、身体障害者割引規則、知的障害者割引規則及び IC カード取扱規則の定めるところによります。

(契約の成立時期)

第4条 この規約に基づく障がい者用 Kitaca に係る契約の成立時期は、当社が旅客に障がい者用 Kitaca を交付したときとします。

(障がい者用 Kitaca の発売)

第5条 障がい者用 Kitaca の購入の申込を受けた場合、当社は、別に定める方法により、あらかじめ SF をチャージした障がい者用 Kitaca を発売するものとし、障がい者本人又は代理人（以下「申込者」といいます。）から SF 相当額とデポジットを収受します（以下この取扱いを「障がい者用 Kitaca の発売」といいます。）。

- 2 申込者は、障がい者用 Kitaca の購入の申込みに際しては、障がい者の氏名及び生年月日等を記載した別に定める申込書を当社が指定する駅に提出し、かつ係員が身体障害者手帳又は療育手帳（以下これらを総称して「手帳」といいます。）の呈示を受け、障がい者であることを確認したうえで、当社は本人用 Kitaca と介護者用 Kitaca の両方を同時に発売します。
- 3 介護者用 Kitaca には、障がい者本人の個人を特定する氏名及び生年月日等の情報が記録され、券面には障がい者本人の氏名と介護者用 Kitaca である旨をあわせて記載します。
- 4 利用者は、障がい者用 Kitaca を利用する際は、手帳を携帯して、係員の請求があったときは、いつでも呈示しなければなりません。
- 5 同一の利用者が複数の障がい者用 Kitaca を購入することはできません。
- 6 障がい者用 Kitaca には小児用の設定はありません。
- 7 障がい者用 Kitaca は発売日から起算して1年後の当月末までの有効期間を設定します。

(障がい者用 Kitaca の貸与及び所有権)

第6条 申込者から障がい者用 Kitaca の利用の申込みがあった場合は、当社は、手帳の呈示を受け、障がい者であることを確認したうえで、本人用 Kitaca 及び介護者用 Kitaca を同時に利用者に貸与します。

- 2 前項の場合、障がい者用 Kitaca の所有権は当社に帰属します。
- 3 前2項の場合、利用者は、障がい者用 Kitaca が不要となったとき又は障がい者用 Kitaca が無効となったとき若しくはその使用資格を失ったときは、本人用 Kitaca 及び介護者用 Kitaca の両方を同時に当社に返却しなければなりません。

(デポジット)

第7条 前条の規定により、当社は、障がい者用 Kitaca を利用者に貸与する場合、デポジットとして本人用 Kitaca 及び介護者用 Kitaca のそれぞれにつき 500 円を現金で収受します。

- 2 当社が貸与した障がい者用 Kitaca を、利用者が当社に返却したときは、IC カード取扱規則第 11 条、第 29 条、第 30 条及び第 31 条並びにこの規約の第 21 条に定める場合を除き、デポジットを返却します。

(変更)

第 8 条 無記名 I C カード乗車券および記名 I C カード乗車券は、障がい者用 Kitaca に変更することができません。ただし身体障害者割引規則若しくは知的障害者割引規則に定める割引の Kitaca 定期乗車券の購入の申込みがあったときは第 17 条第 5 項の取り扱いにより変更することができます。

(有効期間の延長)

第 9 条 利用者は、第 8 条第 7 項に規定する有効期間の終了日以降も障がい者用 Kitaca の利用を希望する場合、当社の指定する駅に本人用 Kitaca 及び介護者用 Kitaca の両方を持参し、手帳を呈示し、有効期間の延長を受けることができます。この場合、当該延長手続きを受けた日から起算して 1 年後の月末までの有効期間が新たに設定されるものとし、以後も同様とします。

(制限事項等)

第 10 条 偽造、変造又は不正に作成された障がい者用 Kitaca を使用することはできません。

2 障がい者用 Kitaca の有効期間が終了したときは、以後当該障がい者用 Kitaca を使用することはできません。この場合、当該障がい者用 Kitaca は、第 9 条に規定する有効期間の延長又は第 11 条に規定する払いもどしを行うことができます。

(払いもどし)

第 11 条 障がい者用 Kitaca が不要となった場合は、障がい者本人及び当該本人用 Kitaca の記名人の代理人は当社が指定する駅に本人用 Kitaca 及び介護者用 Kitaca の両方を同時に返却し、SF 残額（10 円未満のは数がある場合は、10 円単位に切り上げた額。以下本条において同じ。）を一括して払いもどしの請求をすることができます。この場合、本人用 Kitaca 及び介護者用 Kitaca のそれぞれにつき手数料として 220 円（SF 残額が 220 円に満たない場合はその額）を支払うものとします。

2 障がい者用 Kitaca の払いもどしは、障がい者本人が、当社が指定する駅において、別に定める申込書を提出し、公的証明書等の呈示により、払いもどしを請求する障がい者が当該本人用 Kitaca の記名人と一致することを係員が確認できた場合に限り取り扱いします。ただし、別に定めるところにより、当該本人用 Kitaca の記名人の代理人に対し、払いもどしをすることがあります。

3 Kitaca 定期乗車券が発売されている障がい者用 Kitaca が不要となった場合は、第 1 項の規定にかかわらず、第 22 条第 1 号又は第 2 号の規定による定期乗車券の払いもどし額と SF 残額との合算額を払いもどします。この場合、本人用 Kitaca 及び介護者用 Kitaca のそれぞれにつき手数料として 220 円（定期乗車券の払いもどし額と SF 残額との合算額が 220 円に満たない場合はその額）を支払うものとします。

(紛失再発行)

第 12 条 障がい者用 Kitaca のうち、本人用 Kitaca 又は介護者用 Kitaca を紛失した場合は、次の各号の条件を満たす場合に限り、申込者の請求に基づいて、請求日翌日の窓

<障がい者 I C カード乗車券取扱規約>

口営業開始時間までに紛失した障がい者用 Kitaca の使用停止措置を行い、14 日以内に再発行を行います。

- (1) 申込者が、Kitaca の紛失再発行を行う駅において、別に定める申込書を提出し、公的証明書等の呈示により、再発行を請求する障がい者が当該本人用 Kitaca の記名人本人であることを証明できること。
 - (2) 前号の紛失再発行の申込後、障がい者用 Kitaca の引取りに際して、申込者が、当社が指定する駅において係員に障がい者本人の手帳を呈示し、再発行を請求する障がい者が当該本人用 Kitaca の記名人本人であることを証明できること。ただし、介護者用 Kitaca の引き取りの際は、本人用 Kitaca または障がい者本人の手帳（写しも可）と公的証明書等をあわせて提示すること。
 - (3) 当該本人用 Kitaca について、IC カード取扱規則第 16 条第 1 項第 3 号に定める記名人の情報が当社のシステムに登録されていること。
- 2 当社は、前項により再発行する当該障がい者用 Kitaca 1 枚につき紛失再発行手数料 520 円を現金で収受します。また、第 7 条第 1 項に規定するデポジットを収受します。
 - 3 当社が、申込者から障がい者用 Kitaca の再発行の請求を受け付けた後は、申込者は、これを取り消すことはできません。
 - 4 第 1 項に規定する期間内に、再発行する障がい者用 Kitaca の引取りが行われない場合、当社は、当該請求に基づく障がい者用 Kitaca の交付は行いません。
 - 5 利用者は、IC カード取扱規則第 11 条第 1 項の規定により失効した障がい者用 Kitaca の再発行の請求はできません。
 - 6 障がい者用 Kitaca の使用停止措置を行った場合、当該措置を行った障がい者用 Kitaca を利用者が再び利用することはできません。また、この場合、再発行する障がい者用 Kitaca の交付を受けない限り、紛失再発行を行わないカードを単独で使用することもできず、そのほか、利用者は、使用停止措置を行った障がい者用 Kitaca で受けていたいずれのサービスも受けることができません。
 - 7 再発行する障がい者用 Kitaca の交付を受ける場合、第 9 条に規定する有効期間の延長は行いません。

(障害再発行)

第 13 条 障がい者用 Kitaca の破損等によって自動改札機での使用、自動券売機による乗車券類等との引換え又は I C カード乗車券の処理が可能な窓口での精算が不能となった場合で、申込者が I C カード乗車券の障害再発行を行う駅において、別に定める申込書を当該障がい者用 Kitaca とともに提出したときは、その原因が利用者の故意又は重大な過失であると認められる場合を除き、当社は請求日翌日の窓口営業開始時間までに当該障がい者用 Kitaca の使用停止措置を行い、14 日以内に再発行を行います。ただし、裏面に刻印されたカードの番号が判読できない場合は再発行は行いません。

- 2 障がい者用 Kitaca のうち、本人用 Kitaca 又は介護者用 Kitaca のいずれか一方について前項による障害再発行を行う場合、再発行が完了するまでの間、障害再発行を行わないカードを単独で利用することはできません。ただし、当該障がい者用 Kitaca に有効な Kitaca 定期乗車券がある場合は当該 Kitaca 定期乗車券の区間内に限り乗車の取扱いを行います。

<障がい者 I C カード乗車券取扱規約>

- 3 再発行する障がい者用 Kitaca の交付を受ける場合、第 9 条に規定する有効期間の延長は行いません。

(免責事項)

第 14 条 当社は、障がい者用 Kitaca の取扱いについて、当該本人用 Kitaca を記名人以外の者が所持し、又は当該介護者用 Kitaca を当該記名人の介護者以外の者が所持していたときは、当社は当該所持者の利用について発生した紛争や損害につき、当該記名人又はその介護者に対する責めを負いません。

第 2 編 旅客営業

(使用方法)

第 15 条 障がい者は、本人用 Kitaca の使用にあたり、本条第 3 項に定める場合を除き、介護者用 Kitaca を使用する介護者を伴い、当該介護者と同時刻・同一駅・同一経路による乗車及び降車のために使用するものとします。

- 2 介護者は、介護者用 Kitaca の使用にあたり、障がい者を介護する目的において障がい者本人に同伴し同時刻・同一駅・同一経路による乗車及び降車のために使用するものとし、介護者単独での使用はできません。
- 3 障がい者は、片道の営業キロが 100 キロメートルを超えるとときに限り、介護者用 Kitaca を使用する介護者を伴わずに、本人用 Kitaca を単独で使用できるものとします。

(制限事項等)

第 16 条 当社は、障がい者用 Kitaca の利用状況の確認を定期的に行うものとし、詳細な利用状況の確認が必要と認められる場合には障がい者用 Kitaca の利用停止措置を行うことがあるほか、本人用 Kitaca に登録された記名人の連絡先に利用状況の確認のため連絡を行うことがあります。

- 2 障がい者用 Kitaca では、えきねっと新幹線 e チケットサービスを利用することはできません。

(Kitaca 定期乗車券の発売)

第 17 条 利用者から Kitaca 定期乗車券の購入の申込みがあったときは、当該利用者が所持する障がい者用 Kitaca に、IC カード取扱規則第 26 条第 1 項に定める Kitaca 定期乗車券（通勤定期乗車券、通学定期乗車券に限る。）を発売します。

- 2 前項で発売する Kitaca 定期乗車券は、身体障害者割引規則若しくは知的障害者割引規則に定める割引の定期乗車券に限るものとします。また、Kitaca 定期乗車券の申込みに際しては、係員に手帳を呈示した場合に限り、本人用 Kitaca と介護者用 Kitaca に割引の Kitaca 定期乗車券を同時に発売します。このとき、第 9 条に規定する有効期間の延長の取扱いを同時に行うものとします。
- 3 介護者用 Kitaca には通学定期乗車券を発売しません。
- 4 障がい者用 Kitaca を所持しない利用者から第 2 項に定める Kitaca 定期乗車券の購入の申込みがあったときは、第 5 条に定める障がい者用 Kitaca の発売とあわせて取り

<障がい者 I C カード乗車券取扱規約>

扱います。この場合、SF 相当額を収受せずに発売することがあります。

- 5 無記名 I C カード乗車券を所持する利用者又は記名 I C カード乗車券を所持する障がい者本人から第 2 項の Kitaca 定期乗車券の購入の申込みがあったときは、障がい者用 Kitaca への変更とあわせて取り扱います。

(障害者割引の運賃の減算)

第 18 条 利用者が、障がい者用 Kitaca を使用して IC カード取扱規則の定めるところにより SF を利用して乗車する場合の運賃は、乗車区間の普通旅客運賃から 5 割を差し引いて 10 円未満のは数を切り捨てて 10 円単位とした額（以下「障害者割引の IC 運賃」といいます。）とします。

(障がい者用 Kitaca の効力)

第 19 条 第 15 条の定めにより使用する場合の I C カード乗車券としての障がい者用 Kitaca の効力は、当該乗車区間において、片道乗車 1 回に限り有効なものとしします。この場合、本人用 Kitaca においては記名人本人、介護者用 Kitaca においては介護能力のある大人 1 人に限るものとしします。ただし、介護者用 Kitaca については、介護者用 Kitaca から大人の障害者割引の IC 運賃相当額を減算することを承諾し、かつ介護能力があると認められる小児が使用する場合には、小児 1 人が障がい者を介護する目的において使用することができます。

(障がい者用 Kitaca に発売された Kitaca 定期乗車券の効力)

第 20 条 障がい者用 Kitaca に発売された Kitaca 定期乗車券については、IC カード取扱規則第 28 条第 2 項の定めによるほか、これを使用することができるのは、本人用 Kitaca に発売された Kitaca 定期乗車券については障がい者本人、介護者用 Kitaca に発売された Kitaca 定期乗車券については介護能力のある大人 1 人に限るものとしします。ただし、介護者用 Kitaca に発売された Kitaca 定期乗車券については、差額等の払いもどしをしないことを承諾し、かつ介護能力があると認められる小児が使用する場合には、小児 1 人が障がい者を介護する目的において使用することができます。

(障がい者用 Kitaca が無効となる場合)

第 21 条 障がい者用 Kitaca は、IC カード取扱規則第 29 条に定める事由のほか、次の各号の 1 に該当する場合は、SF を含めて無効として回収します。

- (1) 使用資格、氏名、年齢を偽って障がい者用 Kitaca を使用した場合
- (2) 本人用 Kitaca を単独で使用した場合(ただし、第 15 条第 3 項の場合を除きます。)
- (3) 介護者用 Kitaca を単独で使用した場合
- (4) 本人用 Kitaca と介護者用 Kitaca の使用が、同時刻・同一駅・同一経路による乗車ではない場合
- (5) 手帳を携帯せずに障がい者用 Kitaca を使用した場合又は係員の請求があった際に手帳の呈示を拒んだ場合
- (6) 券面表示事項をぬり消し、又は改変して障がい者用 Kitaca を使用した場合
- (7) その他不正乗車的手段として使用した場合

- 2 前各号により無効として回収した後、一定期間、当該利用者への障がい者用 Kitaca の発売を行わない場合があります。

(Kitaca 定期乗車券のみの払いもどし)

第 22 条 障がい者本人は、障がい者用 Kitaca に発売された Kitaca 定期乗車券が不要となった場合は、これを当社が指定する駅に差し出して、別に定める申込書を提出し、かつ公的証明書等を呈示し、当該障がい者用 Kitaca の記名人本人であることを証明しなければなりません。この場合、当社は、次の各号により本人用 Kitaca 及び介護者用 Kitaca の定期乗車券のみを払いもどします。ただし、別に定めるところにより、当該障がい者用 Kitaca の記名人の代理人に対し、払いもどしをすることがあります。

- (1) 券面表示の有効期間開始前に払いもどしの請求があった場合には、既に支払った定期旅客運賃を払いもどします。
- (2) 券面表示の有効期間開始後で有効期間中に払いもどしの請求があった場合には、次に定める方法により払いもどします。
 - ア 有効期間が 1 箇月の定期乗車券を使用開始後に払いもどす場合
定期券面に表示された区間を、普通旅客運賃で 1 日 1 往復したものとして計算した金額を、券面表示の定期旅客運賃から差し引いた残額を払いもどします。
 - イ 有効期間が 3 箇月又は 6 箇月の定期乗車券を使用開始後に払いもどす場合
当社が別に定める方法により計算した使用経過相当額を、券面表示の定期旅客運賃から差し引いた残額を払いもどします。
- (3) 前各号により取り扱う場合は、手数料として本人用 Kitaca 及び介護者用 Kitaca のそれぞれの定期乗車券につき 220 円を収受します。

(注) Kitaca 定期乗車券が不要となり、SF 残額と同時に払いもどしする場合は、第 11 条第 3 項の規定により取り扱います。

(障がい者用 Kitaca の不正使用等に対する旅客運賃・増運賃の収受等)

第 23 条 第 21 条第 1 項の各号の 1 に該当する場合は、乗車駅からの区間に対する旅客規則により算出した普通旅客運賃と、その 2 倍に相当する額の増運賃とをあわせて収受します。

- 2 前項の規定により旅客運賃・増運賃を収受する場合において、乗車駅が判明しない場合は、旅客規則第 266 条の規定を準用します。

(列車の運行不能の場合の取扱い)

第 24 条 障がい者用 Kitaca を所持し、第 15 条の定めにより乗車する利用者が自動改札機による改札を受けた後、列車が運行不能となった場合は、IC カード取扱規則によるほか、途中駅で旅行を中止したとき又は発駅に至る途中駅まで送還したときは、旅行中止駅において発駅から当該駅までの区間について第 18 条の定めにより算出した障害者割引の IC 運賃を収受します。

<障がい者 I C カード乗車券取扱規約>

(他社線での障がい者用 Kitaca による乗車の取扱い)

第 25 条 他社線での障がい者用 Kitaca のご利用はできません。

(当社以外の事業者が発行した IC カード等による当社線内における乗車の取扱い)

第 26 条 当社以外の事業者が発行した、障害者割引運賃が適用となる障がい者用 IC カードは使用できません。